

『登記簿から危ない会社を見抜く』（第1刷）訂正表

平成16年の法改正により、本書の記述内容に変更がありますので、下記のように訂正させていただきます。

2005年4月 かんき出版編集部

頁	箇所	訂正前	訂正後
206	登記申請書のサンプル		申請書は横書きにしてください。
同	四角の1②	② 登記申請書のサイズは特に決まっています。B4の横長縦書きで作成し真ん中で折るか、A4のサイズが一般的です。	② 登記申請書のサイズは、A4縦置サイズで横書きです。
207	登記申請書のサンプル	原因証書	登記原因証明情報
208	四角6の①	原因証書 ＝抵当権を抹消するための（中略） たとえば、 金融機関によっては（中略）記載してください。	登記原因証明情報 申請書の写し 削除 削除
同	四角6の②	保証書（→221頁）を添付します。	事前通知を申出でします。
209	10行目・12行目	原因証書（または申請書副本）	解除証書、弁済証書等
同	図表内①		ホッチキスを左とじにしてください。
同	図表内①	申請書副本または解除証書	申請書の写しまたは解除証書
210	登記申請書のサンプル		申請書は横書きにしてください。
同	四角3の②	表示変更	住所変更
同	四角4	表示変更	住所変更
211	登記申請書のサンプル	表示変更 申請書副本 変更証明書	住所変更 申請書の写し 登記原因証明情報
212	1行目	表示更正	住所更正
同	四角6の①	申請書副本	申請書の写し
同	四角6の②	変更証明書	登記原因証明情報
214	登記申請書のサンプル		申請書は横書きにしてください。
215	四角6の①	申請書副本	申請書の写し
同	四角6の②	変更証明書	登記原因証明情報

同	登記申請書のサ ンプル	表示変更 申請書副本 変更証明書	氏名変更 申請書の写し 登記原因証明情報
216 ～ 222	13節と14節	全文削除（代わりに13節は右を入れる）	<p>13節 登記済証を紛失したとき</p> <p>どのように対処するのか</p> <p>所有者の権利証、または抵当権者の登記済証が紛失したときは、事前通知という制度を利用します。</p> <p>（本文）</p> <p>所有者の権利証（登記済証）、または抵当権者の登記済証が紛失したときは、登記申請書に登記済証が紛失した旨を記載し、事前通知の申出をしてください。</p> <p>法務局から本人限定郵便が到着したら、登記申請書または代理人に出した委任状に押した印鑑と同一のものを押印し、指定期日までに法務局に返送してください。</p>